株主総会関係資料の電子提供制度について

２０２２年９月１日に施行された改正会社法を踏まえ、第１１８期定時株主総会より株主総会関係資料のお取扱いが下記のとおりになりますのでご案内致します。

記

１．株主総会招集ご通知について

（１）従来の招集通知に代わり、ウェブサイトのＵＲＬを記載したアクセス通知を株主総会開催の２週間前までに送付致します。

（２）これまでの招集通知で確認できました事業報告や、連結計算書等などの株主総会関係資料は、紙の形式では郵送を行いません。その代わりに、株主総会開催の３週間前までに当行ウェブサイトに掲載しますので、招集通知に記載のＵＲＬより、ウェブサイト上にて確認することができます。

（３）議決権行使書は従来通り同封しますので、株主総会にご出席頂けない場合は、郵送もしくはインターネットによる議決権行使となります。

２．書面交付請求について

（１）従来通りの招集通知をご希望の株主様、また、インターネット環境を準備することが困難な株主様におかれましては、株主総会基準日（第１１８期定時株主総会の場合、２０２３年３月３１日）までに、お取引の証券会社もしくは株主名簿管理人（当行はみずほ信託銀行株式会社）に対して「書面交付請求」のお手続きをして頂きます。お手続きの完了を確認した後、書面の招集通知を郵送致します。ご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または株主名簿管理人までご連絡ください。

３．その他

株主総会資料の電子提供制度及び書面交付請求について、ご不明な点がございましたら、次項記載の当行株主名簿管理人までご照会願います。

〇お問い合わせ先

連 絡 先：みずほ信託銀行株式会社

電話番号：０１２０－７６８－５２４（フリーダイヤル）

受付時間：平日　９：００～２１：００

書面交付請求書申請フォーム（２４時間、３６５日）

https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/929?category_id=1&site_domain=default